

議会を傍聴しましょう

平成19年第3回福生市議
会定例会は、9月4日(火)か
ら9月28日(金)までの予定で
す。場所は商工会館(もくせ
い会館)3階です。仮議場の
ため、傍聴席に限りがあり、
傍聴できない方は、傍聴室
で聞いていただくことにな
りますので、よろしくお願
いします。

市民が提案する

10年後の福生

第4期福生市総合計画
(平成22年度~31年度)福生
市基本構想の市民会議委員
(仮称)を募集します。
10年後の福生のあるべき
姿(基本構想)を市民の皆さ
んで検討し提案をしてくだ
さい。多くの市民の皆さん
のご参加をお願いします。
会議は10月から、ワーク
ショップ形式で行います。
第1回の会議は10月6
日(土)の午後7時から行い
ます。

応募資格 市内在住・在勤・在
学の方
応募方法 9月15日までに電
話で氏名、住所、電話番号を
ご連絡ください。
※なお、市民会議の委員は
無報酬になります。
問合せ 企画調整課企画調整
担当

国保・年金だより

国民健康保険の切替は
お済みですか?

国民健康保険に加入して
いる方が職場の健康保険
(社会保険等)に加入した場
合は、ご本人またはその家
族の方が保険年金係に届け
出てください。国民健康保
険は、喪失手続きを行わな
いと加入継続となり、その
ままにしておくこと社会保
険料と国民健康保険税が重複
し、二重に保険料(税)を払
うこととなります。

年金記録確認地方第三者
委員会への申立ては社会
保険事務所へ

年金記録の訂正に関し、
公正な判断を示すため、年
金記録確認東京地方第三
者委員会が設置されてい
ます。
また、職場の健康保険に
加入している期間に国民健
康保険の被保険者証を使用
して医療機関で受診した場
合、国民健康保険で立替え
た金額をご本人に返還して

いただくこともありま
すので、まだ切替えを行って
いない方は早急に手続きをお
願いします。
必要書類 国民健康保険被保
険者証、新しく加入した職
場の健康保険証(被扶養者
も含む)、国民健康保険税納
税通知書、印鑑、身分確認が
できるもの(免許証等)
問合せ 保険年金係

青梅社会保険事務所が
新設されます

10月1日から青梅市に
「青梅社会保険事務所」が新
たに設置されます。管轄す
る市町村は、青梅市、福生
市、羽村市、あきる野市及び
西多摩郡各町村です。
所在地 青梅市新町3-3-1
1字源ビル3・4階(小作駅
徒歩3分)
問合せ 立川社会保険事務所
☎523・0351

納期内納税にご協力を!

◆9月は国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)の納期です
【10月1日(月)までに納めてください】

口座振替は10月1日(月)に振替させていただきますので、残高不足
にご注意ください。

◆納め忘れはありませんか?

【納期限が過ぎています】

- 市・都民税 第1期(7月2日)・第2期(8月31日)
○固定資産税・都市計画税 第1期(5月31日)・第2期(7月31日)
○軽自動車税 全期(5月31日)
○国民健康保険税・介護保険料 第1期(8月31日)

◆ゆるしません滞納!

市では負担の公平性を確保するため、納付能力が有るのに納めない
者には差押(預貯金・生命保険・不動産・自動車等)をし、強制的に徴
収します。

差押は下記の法律に基づき行うため、滞納金額にかかわらず行
い、督促状を送付していれば、その他の催告は不要とされています。
ご事情があって支払いが遅れる場合は早期にご相談ください。

地方税法(抜粋)

第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、
市町村の徴税吏員(※注1)は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金
につき、滞納者の財産を差し押さえないならない。
一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経
過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を
完納しないとき。
(注1)徴税吏員:租税の徴収に関する事務に従事する職員のうち、滞納
処分に関する職務権限が与えられた者

問合せ 収納係

官公署関係など

人権フォーラム in
2007 が開催されます

広く人権尊重思想の普及
を図りさまざまな人権問題
に対する正しい理解と認識
を深めるために、人権
フォーラム in 2007 を次
のとおり開催します。
●資料・パネル展示
日時 9月8日(土)~11日(火)午
前9時30分~午後5時30分
(最終入場午後5時)
場所 東京都庁第1本庁舎南
展望室
●講演と映画の集い
日時 9月10日(月)午後1時15
分~4時35分(開場午後0
時30分)
場所 東京都庁第1本庁舎5
階大会議場
講演 「職場における人権の
取組み」
映画 「裁判員」選ばれ、そし
て見えてきたもの
●青少年と著名人の人権
メッセージ展
日時 9月8日(土)~11日(火)午
前9時~午後8時(最終日
は午後3時まで)
場所 新宿駅西口広場イベン
トコーナー

全国一斉「子ども人権
110番」強化週間

法務省の人権擁護機関
は、「子どもの人権110
番」を設置し、児童虐待や
「いじめ」など子どもが被
害者となる悲惨な事件、子
どもをめぐる各種の人権
問題の解決に当たするため、
子どもたちの悩みなどの
情報を積極的に把握し、問
題解決のために援助を
行っています。そこで全国
一斉強化週間を実施しま
す。お悩みの方はお気軽に
ご相談ください。
日時 9月17日(月)~23日(日)の
7日間
※9月17日~21
日は午前8時30
分~午後7時、9月22日・23
日は午前10時~午後5時
「子ども人権110番」
☎0120・007・110
電話相談担当者 子どもの人
権専門委員及び法務局職員
主催 東京法務局・東京都人
権擁護委員連合会・東京都
子どもの人権専門委員会
問合せ 東京都子どもの人権
専門委員会(東京法務局人
権擁護部内) ☎03・5689
・0535

都立福生高校公開講座
「顕微鏡を使ってみよう」
顕微鏡を使っ
て、基本的な食べ
物の細胞、身の回
りの生物の細胞、食べ物の
加工に使われる微生物な
どを観察し学習します(全
5回)。
日時 9月30日~10月28日
の日曜日、各回とも午後1
時~4時
費用 1,500円(5回分)
募集期間 9月10日まで
問合せ 福生高校経営企画
室 ☎552・5601

警視庁少年相談所開設

夏休み明けのこの時期
は、生活習慣や交友関係の
乱れなどから、不良交友、夜
遊び、不登校などの問題が
発生しやすい時期です。
そこで、お子さんの非行
問題などで悩みを抱えてい
るご家族や、犯罪被害に遭
い悩んでいるお子さんのた
めに、次のとおり少年相談
所を開設します。
日時 9月16日(日)~18日(火)午
前10時~午後5時
場所 東急百貨店渋谷駅東横
店東館5階特別サロン(J
R山手線、東急東横線、東急
田園都市線、京王井の頭線、
東京メトロ銀座線、半蔵門
線、各渋谷駅下車徒歩1分)
相談内容 お子さんに関する
相談全般
・夜遊びや無断外泊を繰り返
してしている。
・学校や家庭内で暴力を振
るう。
・親子関係に悩んでいる。
・いじめや犯罪などの被害
に遭っている。
費用等 無料※予約不要。直
接、会場へお越しください。
電話相談 警視庁少年相談室
では、電話による少年相談
も行っていきます。
「ヤング・テレホン・コー
ナー」 ☎03・3580・49
70 平日午前8時30分~午
後8時 土・日・祝 午前8時30
分~午後5時
問合せ 警視庁少年育成課少
年相談係 ☎03・3581・4
321

